

福岡市重度障がい者受入促進事業補助金（強度行動障がい・生活介護）交付要綱

（通則）

第1条 福岡市重度障がい者受入促進事業補助金（強度行動障がい・生活介護）（以下「補助金」という。）の交付については、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）、福岡市税外収入金の督促及び延滞金条例（昭和32年福岡市条例第12号。以下「条例」という。）、福岡市補助金交付規則（昭和44年福岡市規則第35号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

（目的）

第2条 この補助金は、重度障がい者を受け入れる生活介護事業所の人員配置体制の整備促進を図り、重度障がい者の活動の場を確保するため、法第28条第1項に基づく介護給付費の支給に加えて支給を行い、もって重度障がい者の福祉の増進及びその家族等の介護負担を軽減することを目的とする。

（定義）

第3条 この要綱において、「重度障がい者」とは、福岡市において生活介護の支給決定を受け、かつ、生活介護利用開始時点において過去1年にわたり生活介護を利用していない者（ただし、指定障害者支援施設で施設入所支援と合わせて生活介護を利用していた者が同施設を退所後、通所による生活介護を利用しようとする場合、その他市長が特に認める場合はこの限りではない。）であって、次の各号のいずれかに該当する者（以下「補助該当者」という。）とする。

(1) 障がい支援区分認定調査における行動関連項目のスコア合計が18点以上の者

(2) (1)に該当しないが、障がい支援区分認定調査における行動障害に関連する項目のうち、自らを傷つける行為、他人を傷つける行為、物や衣類を壊す、不潔行為のいずれかについて頻回に生じ、支援が必要である者

(3) 前2号に準ずる状態にあり、市長が特に必要と認める者

2 前項の規定にかかわらず、次の号に該当する者は除く。

(1) 児童福祉法に定める指定障害児通所支援から継続して生活介護を利用する者

3 第1項の規定による補助該当者の該当性の判定は、当該者が最初に生活介護の利用を開始する際に行うものとし、第11条第2項の規定により補助の対象期間が継続される場合においては、再度の判定を要しないものとする。

（補助対象事業）

第4条 本補助金の交付対象となる事業は、法第36条の規定に基づく生活介護事業とする。
なお、法第38条の規定に基づく指定障害者支援施設が実施する生活介護事業を含む。

(補助対象経費)

第5条 本補助金の交付対象となる経費は、補助該当者をマンツーマンで支援するために必要となる生活支援員の加配にかかる経費とする。

(補助金の額等)

第6条 補助金の額は、補助対象の補助該当者を支援するために必要となる生活支援員の加配にかかる経費で、別表1のとおりとし、予算の範囲内で市長が決定し交付する。

2 前項の規定にかかわらず、市長が特に必要と認める場合は、この限りではない。

(補助対象者)

第7条 この要綱に基づき、補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、補助該当者を受け入れる指定生活介護事業者及び指定障害者支援施設事業者であつて、障がい福祉サービスの運営実績があり、次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1) 法第36条の規定に基づき、生活介護に係る市長の指定を受けた事業者であること

なお、法第38条の規定に基づき、市長の指定を受けた指定障害者支援施設が実施する生活介護を含む

(2) 補助該当者が、当該事業所において新たに生活介護の利用を開始することを目的に第4条に規定する事業を行う事業者であること

(3) 本市に係る徴収金（市税及び延滞金等）を滞納していないこと

(4) 法第36条第3項に規定する欠格事由に該当していないこと

(暴力団の排除)

第8条 市長は、福岡市暴力団排除条例（平成22年福岡市条例第30号。以下「暴排条例」という。）第6条の規定に基づき、本条に規定する排除措置を講じるものとする。

2 市長は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、この要綱に定める他の規定に関わらず、補助金を交付しないものとする。

(1) 役員のうち暴排条例第2条第2号に該当する者

(2) 役員のうち暴排条例第6条に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者

3 市長は、補助対象者が前項各号のいずれかに該当したときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

4 市長は、補助金からの暴力団の排除に関し警察への照会確認を行うため、補助対象者に対し、役員の氏名（フリガナを付したもの）、生年月日等の個人情報の提出を求めることができる。

(補助の交付申請)

第9条 補助対象者は、あらかじめ受け入れる補助該当者を記載した「福岡市重度障がい者受入促進事業（強行・生活介護）補助金交付申請書」（様式第1号）を市長に提出するもの

とする。

(補助の交付決定)

第10条 申請を受理した場合、市長は福岡市強度行動障がい者支援調査研究会事務局（以下「事務局」という。）に補助該当者の状態を確認させ、その内容を踏まえ審査し、補助することが適当と認めた場合は、「福岡市重度障がい者受入促進事業補助金（強行・生活介護）交付決定通知書」（様式第2号）により、補助することが不適当と認めるときは、「福岡市重度障がい者受入促進事業補助金（強行・生活介護）不交付決定通知書」（様式第3号）により、補助対象者に通知するものとする。

2 異なる補助対象者から、同一の補助該当者に対する申請を受理し、補助することが適当と認められた場合は、別表1の範囲内で補助を行うものとする。

(補助対象期間)

第11条 補助の対象期間は、補助対象経費を必要とする月から当該年度末までとする。

(変更等の届出)

第12条 補助対象者は、本補助金の交付申請の対象とした補助該当者とのサービス提供内容が変更となった場合は、市長に「福岡市重度障がい者受入促進事業（強行・生活介護）補助金変更交付申請書」（様式第4号）を提出しなければならない。

(支援報告及び助言)

第13条 補助対象者は、補助の交付決定を受けた場合、当該補助該当者の支援状況を適宜、事務局に報告するものとする。

2 事務局は、当該補助該当者の支援状況について、適宜、補助対象者に確認を行い、その状況を市長に報告するものとする。

(請求及び支払い)

第14条 補助対象者は、補助対象事業の実施状況を「福岡市重度障がい者受入促進事業補助金（強行・生活介護）実績報告書」（様式第5号）及び「福岡市重度障がい者受入促進事業補助金（強行・生活介護）事業報告書及び収支報告書」（様式第5号別紙）により市長に報告するものとする。また、補助事業完了後速やかに市長に補助金の交付を請求するものとする。

2 市長は、審査のうえ交付すべき補助金の額を確定し、「福岡市重度障がい者受入促進事業補助金（強行・生活介護）確定通知書」（様式第7号）により当該補助事業者に通知するものとする。

3 市長は、補助対象者の請求を審査し、請求を受けた日から30日以内に当該費用を支払わなければならない。

(調査又は報告)

第15条 市長は、補助対象事業の適正かつ効果的執行を期するため、補助該当者の支援状況等の調査を行い、又は必要な事項について補助対象者に報告を求めることができる。

(補助金の取消し等)

第16条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 補助金を他の用途に使用したとき
- (2) 補助金の交付に関して不正、怠慢、その他不適当な行為があったとき
- (3) 生活介護の指定を受けることができなかったとき
- (4) 補助金の交付対象となる生活介護の指定を取り消されたとき
- (5) 補助金の交付対象となる生活介護を設置してから5年以内に補助該当者の受入れを停止したとき
- (6) 規則又はこの要綱に違反したとき

2 市長は、交付決定の全部又は一部を取り消したときは、福岡市重度障がい者受入促進事業補助金（強行・生活介護）交付決定取消通知書（様式第6号）により、補助対象者に通知するものとする。

3 市長は第1項の取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して補助金の返還を命ずるものとする。

(加算金等)

第17条 補助対象者は前条第3項の規定により補助金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じて当該補助金の額につき年利10.95パーセントの割合で計算した加算金を市に納付しなければならない。ただし、加算金の金額が10円未満であるときは、この限りではない。

2 補助対象者が、補助金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、条例の規定により計算した延滞金を市に納付しなければならない。

(関係書類の整備)

第18条 補助対象者は、補助事業に係る収支を明らかにした書類、帳簿等を常に整備し、事業完了後5年間保管しておかななければならない。

2 市長は、補助金に係る予算執行の適正を期するため、必要があるときは、前項の書類、帳簿等进行检查することができるものとする。

(委任)

第19条 この要綱の執行に関し、その他必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

(期間)

この要綱は、令和9年3月31日をもって廃止する。なお、終期到来後の継続については、その必要性の検証を踏まえた上で、終期到来までに判断するものとする。

別表1（第6条関係）

補助の内容 (補助該当者1人あたり)	補助の単位
時間単価	1,449円/時間
1日あたりの支援時間	4時間
1週あたりの支援日数	3日

※1回あたりの支援時間に30分以上の端数が生じた場合は1時間に切り上げることとし、30分未満の端数が生じた場合は切り捨てることとする。

(様式第1号)

福岡市重度障がい者受入促進事業(強行・生活介護)補助金交付申請書

年 月 日

(あて先)福岡市長

法人所在地
法人名
法人代表者名

下記のとおり、対象者の受入れにあたり、職員の加配が必要なため、補助金の交付を申請します。また、申請にあたり、福岡市強度行動障がい者支援調査研究会事務局へ適宜、支援の進捗を報告します。

1 申請内容

事業所名		
事業所所在地		
補助事業の目的及び内容	障害者総合支援法第5条に規定する生活介護事業における強度行動障がいを有する障がい者の受入れ	
対象者 ※複数人の受入が見込まれる場合は、行を追加してください。	受給者番号	
	氏名	年齢
	行動関連項目スコア	
	行動障がい特性 <input type="checkbox"/> 自傷 <input type="checkbox"/> 他害 <input type="checkbox"/> 器物 <input type="checkbox"/> こだわり(人) <input type="checkbox"/> こだわり(人以外) <input type="checkbox"/> その他()	
職員加配を必要とする理由(概要) ※要綱第3条第2号及び第3号に該当する場合、具体的な状況を記載してください。		
交付を受けようとする補助金の額	円	

概算払いを希望する場合は、その理由	
-------------------	--

2 収支計画 ※項目は例示。別紙添付も可。

収 入		支 出	
項目	予算額	項目	予算額
補助金		人件費	
介護給付費受入れ額		食材費、光熱水費	
利用者徴収額		事業所賃借費	
その他		事務費	
		その他	
歳入合計		歳出合計	

3 添付書類

- (1)様式第1号別紙1～4
- (2)対象者の受給者証の写し
- (3)法人の役員名簿
- (4)その他必要書類

補助対象者 基本情報シート

作成日： 年 月 日

担当者： _____

氏名	(ふりがな)		性別	生年月日	□大正 □昭和 □平成 □令和		
			男・女		年 月 日 (歳)		
現住所	〒			電話	自宅 () - 携帯 () -		
住居形態	□持家 □賃貸アパート・マンション □その他 ()		同居状況	□独居 □家族と同居 □知人宅 () □その他 ()			
各種制度の認定情報	□精神障害者保健福祉手帳 () □療育手帳 () □身体障害者手帳 () □障害支援区分 () □身長 () □体重 ()						
成年後見人・保証人	本人との関係 (類型等)	氏名	連絡先	本人名義の総合補償保険等加入状況			
生活歴・職歴							
心身・判断能力							
家族構成	氏名	続柄	年齢	同居別居	備考		
				同・別			
				同・別			
				同・別			
				同・別			
				同・別			
相談の概要				キーパーソン			
(症状、困っていること)				氏名		本人との関係	
(本事業に求めること)				連絡先	〒 電話：() - E-Mail： _____ @ _____		
(行動関連項目の総点数)				相談支援機関			
(行動関連項目の内容) ※別紙2「行動関連項目の内容一覧表」に記入をお願いします				名称	担当 ()		
(強度行動障がいが起こる場面)				連絡先	電話：() - E-Mail： _____ @ _____		
(通院状況と服薬状況)				備考			
(本事業に当たって対応可能な関係者)							

※複数枚に渡っても構いません

※相談の概要について記載し切れない場合は、適宜自由様式により資料を添付してください

- ・過去6か月間のご本人の状態像に対して評定をしてください。
- ・状態像を正しく把握するため、可能な限り複数の支援者での評定をお願いします。

行動関連項目	0点			1点	2点
コミュニケーション	1. 日常生活に支障がない			2. 特定のものであればコミュニケーションできる 3. 会話以外の方法でコミュニケーションできる	4. 独自の方法でコミュニケーションできる 5. コミュニケーションできない
説明の理解	1. 理解できる			2. 理解できない	3. 理解できているか判断できない
大声・奇声を出す	1. 支援が不要	2. 稀に支援が必要	3. 月に1回以上の支援が必要	4. 週に1回以上の支援が必要	5. ほぼ毎日(週5日以上)支援が必要
異食行動	1. 支援が不要	2. 稀に支援が必要	3. 月に1回以上の支援が必要	4. 週に1回以上の支援が必要	5. ほぼ毎日(週5日以上)支援が必要
多動・行動の停止	1. 支援が不要	2. 稀に支援が必要	3. 月に1回以上の支援が必要	4. 週に1回以上の支援が必要	5. ほぼ毎日(週5日以上)支援が必要
不安定な行動	1. 支援が不要	2. 稀に支援が必要	3. 月に1回以上の支援が必要	4. 週に1回以上の支援が必要	5. ほぼ毎日(週5日以上)支援が必要
自らを傷つける行為	1. 支援が不要	2. 稀に支援が必要	3. 月に1回以上の支援が必要	4. 週に1回以上の支援が必要	5. ほぼ毎日(週5日以上)支援が必要
他人を傷つける行為	1. 支援が不要	2. 稀に支援が必要	3. 月に1回以上の支援が必要	4. 週に1回以上の支援が必要	5. ほぼ毎日(週5日以上)支援が必要
不適切な行為	1. 支援が不要	2. 稀に支援が必要	3. 月に1回以上の支援が必要	4. 週に1回以上の支援が必要	5. ほぼ毎日(週5日以上)支援が必要
突発的行動	1. 支援が不要	2. 稀に支援が必要	3. 月に1回以上の支援が必要	4. 週に1回以上の支援が必要	5. ほぼ毎日(週5日以上)支援が必要
過食・反すう等	1. 支援が不要	2. 稀に支援が必要	3. 月に1回以上の支援が必要	4. 週に1回以上の支援が必要	5. ほぼ毎日(週5日以上)支援が必要
てんかん	1. 年に1回以上			2. 月に1回以上	3. 週に1回以上

【合計 点】

項目に関する具体的な例示については下記を参照ください

厚生労働省「障害者総合支援法における障害支援区分 認定調査員マニュアル」

https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-12200000-Shakaiengokyokushougaihokenfukushibu/6_5.pdf

(様式第1号別紙3)

福岡市重度障がい者受入促進事業補助金(強行・生活介護)職員配置計画書

年 月 日

(あて先)福岡市長

法人所在地

法人名

代表者名

年度の福岡市重度障がい者受入促進事業補助金(強行・生活介護)の支給を受けたいので、下記のとおり報告します。

記

1 申請者

事業所名			
事業所所在地			
電話番号		FAX番号	

2 職員名簿(強度行動障がいの支援にあたる職員を記載すること)

職種	配置状況			氏名	勤務時間
	基準	加算	加配		
例)生活支援員			○	福岡 太郎	10:00~15:00

※配置状況に、基本人員基準、人員配置体制加算、今回の加配人員のいずれか該当するものに○を記載すること

※「従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表」を添付すること

(様式第2号)

福岡市重度障がい者受入促進事業補助金(強行・生活介護)交付決定通知書

(公印省略)
第 号
年 月 日

(申請者) 様

福岡市長

年 月 日付をもって申請のありました 年度福岡市重度障がい者受入促進事業補助金(強行・生活介護)について、下記のとおり交付することに決定しましたので通知します。

記

- 1 補助事業名
(事業所名) 福岡市重度障がい者受入促進事業補助金(強行・生活介護)
()
- 2 補助単価 円
- 3 補助概要 週3日、1日4時間(週12時間)まで
※1回あたりの支援時間に30分以上の端数が生じた場合は1時間に切り上げ、30分未満は切り捨てとする。
- 4 補助条件
 - (1)補助事業の内容、支援計画の変更(市長が認める軽微な変更を除く。)をする場合には、市長の承認を受けること。
 - (2)補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに市長に報告してその指示を受けること。
 - (3)この交付決定に対して不服がある場合における申請の取り下げをすることができる期間は、この決定通知書受領の日から30日以内とする。
 - (4)福岡市重度障がい者受入促進事業補助金(強度行動障がい・生活介護)交付要綱及び福岡市補助金交付規則の定めを遵守すること。

(様式第3号)

福岡市重度障がい者受入促進事業補助金(強行・生活介護)不交付決定通知書

(公印省略)
第 号
年 月 日

(申請者) 様

福岡市長

年 月 日付をもって申請のありました 年度重度障がい者受入促進事業補助金(強行・生活介護)について、福岡市重度障がい者受入促進事業補助金(強度行動障がい・生活介護)交付要綱第10条の規定により、下記のとおり不交付することに決定しましたので、通知します。

記

不交付決定の理由

(様式第4号)

福岡市重度障がい者受入促進事業(強行・生活介護)補助金変更交付申請書

年 月 日

(あて先)福岡市長

法人所在地
法人名
法人代表者名

年 月 日付け 第 号にて、交付決定を受けた対象者について、支援の内容が変更になったため、福岡市重度障がい者受入促進事業補助金(強度行動障がい・生活介護)交付要綱第12条に基づき、変更を申請します。

事業所名		
補助対象者	受給者番号	
	氏名	年齢
	行動関連項目スコア	
	行動障がい特性 <input type="checkbox"/> 自傷 <input type="checkbox"/> 他害 <input type="checkbox"/> 器物 <input type="checkbox"/> こだわり(人) <input type="checkbox"/> こだわり(人以外) <input type="checkbox"/> その他()	
変更後の支援内容	<input type="checkbox"/> 変更後の支援内容 週 日、1日 時間 <input type="checkbox"/> 当事業所での支援の終了 支援が終了した日(年 月 日)	
備考		

(様式第5号)

福岡市重度障がい者受入促進事業補助金(強行・生活介護)実績報告書

年 月 日

(あて先)福岡市長

法人所在地
法人名称
法人代表者名

年 月 日付第 号により補助金交付の決定を受けました 年度福岡市重度障がい者受入促進事業(強行・生活介護)の実績について、必要書類を添えて次のとおり報告いたします。

記

1 補助事業名 福岡市重度障がい者受入促進事業(強行・生活介護)
(事業所名) ()

2 補助事業の実施期間

3 補助事業実施状況

(1)事業報告書及び収支報告書(様式第5号別紙)

(2)従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表

4 補助金の交付決定額等

(1)補助金の交付決定額 円

(2)補助金の既交付額 円

(3)補助金の精算額 円

(様式第5号別紙)

福岡市重度障がい者受入促進事業補助金(強行・生活介護)
事業報告書及び収支報告書

福岡市重度障がい者受入促進事業補助事業(強行・生活介護)の実績について、下記のとおり報告します。

1 対象者

受給者証番号		生年月日	昭和 平成	令和	年	月	日
フリガナ							
利用者氏名							

2 支援実績

支援日時				支援 時間数	支援員 氏名	利用者 確認欄
開始年月日	開始時間	終了年月日	終了時間			
				時間 分		
				時間 分		
				時間 分		
				時間 分		
				時間 分		
				時間 分		
				時間 分		
				時間 分		
				時間 分		
				時間 分		
				時間 分		
				時間 分		
				時間 分		
合計時間				時間 分		

算定時間	0時間0分	補助金額	
------	-------	------	--

※1回あたりの支援時間において、30分以上の端数が生じた場合は1時間に切り上げ、30分未満の端数が生じた場合は切り捨てることとする。

※「利用者確認欄」には、利用者や保護者等からの押印もしくはサインが必要です。

3 収支報告 ※項目は例示。別紙添付も可。

収入		支出	
項目	決算額	項目	決算額
補助金		人件費	
介護給付費受入れ額		食材費、光熱水費	
利用者徴収額		事業所賃借費	
その他		事務費	
		その他	
収入合計		支出合計	

(様式第6号)

福岡市重度障がい者受入促進事業補助金(強行・生活介護)
交付決定取消通知書兼返還命令書

(公印省略)
第 号
年 月 日

(申請者) 様

福岡市長

福岡市重度障がい者受入促進事業補助金(強度行動障がい・生活介護)交付要綱第16条第1項及び第3項の規定により、年月日付第号福岡市重度障がい者受入促進事業補助金(強行・生活介護)交付決定通知書の交付決定を取り消し、下記のとおり返還を命じます。

記

返還すべき金額 円

返還期限 年 月 日

返還を命ずる理由

(様式第7号)

福岡市重度障がい者受入促進事業補助金(強行・生活介護)確定通知書

(公印省略)
第 号
年 月 日

(申請者) 様

福岡市長

年 月 日付の補助事業実績報告書により、 年度福岡市重度障がい者受入促進事業補助金(強行・生活介護)の額を下記のとおり確定したので通知します。

記

- 1 補助事業名 福岡市重度障がい者受入促進事業補助金(強行・生活介護)
- 2 補助金の確定金額 円
- 3 補助条件 福岡市重度障がい者受入促進事業補助金(強度行動障がい・生活介護)交付要綱及び福岡市補助金交付規則を遵守すること。